

答 申 第 2 0 4 号
平成28年11月28日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する取扱いについて（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第34条第2項第3号の規定に基づき、平成28年11月9日付け岐阜市行管第65号で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

記

1 ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する取扱いについて

公用車（本市が所有し、又は賃貸借契約等により市の使用に属する自動車をいう。）には、安全運転意識の向上、事故原因の究明等を目的として、平成25年度より順次ドライブレコーダーを設置している。

このドライブレコーダーには、車両前方の映像及び音声記録されるため、個人の容貌等の個人情報も含まれることになる。

ドライブレコーダーに記録される個人情報の取扱いや安全管理措置については、従前、庁内における統一の取扱いを定めていなかった。今般、ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用に関し、「岐阜市公用車ドライブレコーダー等の管理運用に関する要綱」を制定し、同要綱の中でデータの第三者（事故の相手方を含む。）への提供及び保有個人情報の保護措置について定めるため、同要綱の内容に関し、諮問を行うものである。

2 意見

下記留意事項を遵守し、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件として、適当なものと認める。

（留意事項）

複製したデータの保存期間を延長する場合であっても、データの必要がなくなれば速やかに削除することを定める等その取扱いには、十分配慮すること。